

様式第2（第5条関係）

会議録

1 委員会の名称

第4回犬山市水道事業経営戦略検討委員会

2 開催日時

令和8年2月16日（月） 14時00分から15時30分まで

3 開催場所

犬山市役所2階201会議室

4 出席した者の氏名

（1）委員

岡田和明委員長、河邊丹理委員、奥村好樹委員、今枝稔幸委員、安川一郎委員、
小澤量子委員

（2）事務局

武内雅洋都市整備部長、野本敬弘都市整備部次長、梅村幸男水道課長、
田村貴史水道課長補佐、徳丸真一水道課長補佐、松澤一悦水道課統括主査、
吉野達也水道課主任主査

（3）その他

犬山市水道事業経営戦略検討委員会委員6名中6名出席
(委員の過半数出席のため、会議成立)

5 議題

検討事項

（1）水道料金について

- ・前回のおさらい
- ・料金体系の検討
- ・総括原価の配賦
- ・料金表の比較検討

6 傍聴人の数

1人

7 内容

1 部長挨拶

武内都市整備部長より挨拶

2 委員長挨拶

前回の委員会以降に気になった2つの新聞記事を紹介したい。

まず、2月9日の日経新聞の夕刊で、タイトルは「水道インフラをどう守る?」。この会議でも議論してきた水道事業を取り巻く状況が上手くまとめられている。現状課題として高度成長期に作った水道インフラが寿命に達しているということ。ここでは老朽化と呼んでいた。それから、大都市以外の多くの自治体が技術者不足に陥っているということ。専門性を持った職員が減っているのは事実。それと、人口減少や使用機器の変化で、使用水量が減り料金収入も減ってきている。そういう原因に加え政治的な要因もあるが使用料の改定がされなかったこと。そんな現況の中、今後どうして行くのかという話で、デジタル技術の活用や、官民一体ウォーターPPPを活用した経営をするようなことが書かれている。

もう1つは年末の中日新聞朝刊の記事。県が、西三河地区の矢作川流域の10市町の上下水道を一本化し、なおかつ広域化する組織を立ち上げるというもの。業界紙では、不要となるポンプ場や浄水場、配水場などが具体的に記載されており、経費や人員の削減に繋がる想定をしている。これに関連して、東三河の豊川流域でも県と8市町が一緒になって、令和8年度から調査に入っていく話になっており、令和8年度の検討調整に係る経費として6800万円が予算計上されているという報道もある。

犬山市が所属する尾張部では、現時点ではこのような動きは無いが、いずれ広域化一体化の議論がされていくことになる。このことを頭の片隅に置きながら、経営戦略を練っていく必要があると思っているので、皆さんもよろしくお願ひしたい。

3 検討事項

(1) 水道料金について

- ・前回のおさらいについて

(資料により事務局より説明)

水道料金計算の仕組みはインフラ企業で多く採用されている方式で、総括原価方式と呼ばれるもの。一定の期間中に必要になったコストを、その期間中に売れる見込み水量で割ると、1立方メートル当たりいくらという平均コストが出る。このコスト計算に基づいて、原価を割り振っていく。水道料金で賄うべき総括原価が、5年間で約58億9000万円見込まれているのを、料金収入に割り込んでいくという作業が総括原価の配賦となる。資料P.9ページ【総括原価の集計】により、固定費約41億円のうち、過去5年間の平均負荷率に相当する89.25%については従量料金に割り振り、残りの10.75%については、基本料金という形で負担してもらおう。計算をした結果、料金収入全体の13.6%が基本料金で、86.4%ほどが従量料金。第2回の会議で、支出が増加し18%ほど収入が不足と話したが、基本料金が単純に18%、従量料金も18%、今の単価から上がるという意味

ではなく、新しく見込み積算されたコストに基づいて単価が決まり、結果として何%なのかはそれぞれの水の使用状況に応じて上昇率は変わってくる。

委員長

前回のおさらいについて説明いただいた。何かご質問やご意見があればお聞きしたい。

委員

資料 P. 7【総括原価の分解】で 2030 年だけ人件費が高い理由はあるか。

事務局

将来必要となる支出額を見込み、項目毎に積み上げて計算している。人件費については、職員の定年退職により退職金が影響し増える年がある。ただし、増えているのは一般会計負担分で、支出と同時に繰入れの収入も増えるので水道の収支には影響がない。

委員長

前回の委員会を振り返ると、料金体系を検討する方向性として 3 つ決まっていた。

- ・用途別の料金を継続する
- ・基本水量を廃止する
- ・逡増型従量料金制を継続する

この方向性で、これから進めていく事を確認していた。事務局からその考えに基づいた、体系案について提案していただく。事務局の説明後、水道料金の料金体系案について、皆さんの意見をお聞きしたい。

事務局

- ・料金体系の検討

(資料により事務局より説明)

資料 P. 11【料金体系の検討の方向性】は前回会議の最後に示した。現行の水道料金が家事用と業務用の用途別料金体系で、一般家庭用に使う場合と一般家庭用以外とで基本料金と従量料金の単価が違う。犬山市と異なり口径別料金体系が現在の主流。今まで家事用に低廉な料金設定をしてきたものが、口径別では家事用の特に少量使用者は大幅な値上げが想定され、直ちに口径別への移行は難しいので、用途別の要素は残したい。

基本水量については使っても使わなくても料金がかかり節水しても安くならないという議論があり、過去に半減させている。今回はこれをゼロにする。

逡増型の従量料金は、使う量が多くなるほど 1 立方メートル当たりの単価が上がるもの。使用水量が大きくなるほど、多くの水需要を賄う水道インフラが必要になるため、施設の負荷が大きな使用者に負担いただくもの。

ここで、なぜ主流が口径別なのかというと、それぞれかかったコストを応分の負担をするという観点で考えると、同じ口径の水道メーターで使う場合、一般家庭用でも店で

もコストは同じで、単純にかかったコストを負担する単純平等でいけば、用途別に単価の差があるのは、ある意味おかしいという意見もある。県内でも用途別がかなり少数派という現状を踏まえて、我々も口径別か用途別かを、考えなくてはいけない状況になっている。

新たな料金体系案として3パターンのあり方について説明する。

資料P.12【変更料金体系案①用途別】では現行の用途別料金体系そのまま。

総括原価の配賦に当たっては、家事用使用者にかかるコストを家事用使用水量で、業務用使用者にかかるコストを業務用使用水量で配賦。大きく2つに分け、それぞれで平均値を計算したもの。

基本水量は廃止するが、家事用のみ、2か月当たり1～20立方メートルの区分について、単価を従前の家事用最低単価であった36円とする軽減措置を講じる。変更イメージは、資料P.13【変更イメージ 料金体系案①用途別】のとおり。

資料P.14【料金体系案②基本料金：口径別、従量料金：用途別】では、基本料金を口径別に移行するが、従量料金については用途別というもの。口径の小さな40ミリ以下の水道メーターの使用者は主に家事用のため、従量料金を完全に口径別に移行すると、従来と比較して大きく値上がりする。こちらを、従前の家事用をベースとした従量料金に抑え、口径50ミリ以上の大口径は、家事用使用者がいないため、業務用をベースとした単価とする。基本料金は口径別で、従量料金が用途別の要素をミックスした体系。こちらにも、基本水量は同じように軽減措置を講じる。イメージは資料P.15【変更イメージ 料金体系案②基本料金：口径別、従量料金：用途別】のとおり。

資料P.16【料金体系案③口径別、小口径・少水量の従量料金を軽減】は、大枠として口径別の料金体系を実現することをベースとし、小口径で少水量の使用者については一定の配慮をした単価が特徴。口径別の料金体系をそのままストレートに適用すると、用途にかかわらず、従量料金の単価は同一となる。そのうち口径40ミリ以下の小口径の使用者は主に家事用のため、そこの中の2か月あたり40立方メートルまでに限って、従来家事用をベースに安い単価を設定、それ以外の、小口径の場合の2か月40立方メートル以上と、大口径50ミリ以上のすべての従量料金については、従来用途区分を考えない統一的な単価とする。一般家庭向けに用途別の要素を一部残しつつ、基本料金・従量料金とも、形式としては口径別の形式となる。基本水量は同じように軽減措置を講じる。イメージは資料P.17【変更イメージ 料金体系案③口径別、小口径・少水量の従量料金を軽減】。

委員長

料金体系の検討ということで3つの案が示された。1つ目は従来通りの用途別料金体系。2つ目は基本料金は口径別、従量料金は用途別の要素をミックスした料金体系。3つ目は一般家庭向けに用途別の要素を残しつつ、基本料金、従量料金ともに、口径別の形式となる料金体系が示された。

皆さんの中でも確認しておきたいことがあれば、発言をお願いしたい。

(3つの案についての発言無し)

それぞれ説明していただいた3つの案について、具体的に総括原価の配賦と料金表の比較検討の説明を続けてよろしくお願ひしたい。

事務局

- ・総括原価の配賦、料金表の比較検討

(資料により事務局より説明)

資料P.18【料金体系の検討フロー】料金計算のフロー図のステップ1は検針費用、ステップ2はメーター設置費用で、2つ集めて基本料金のうちの需用家費を計上。ステップ3で固定費のうち、基本料金に割り振られる金額を計算。ステップ4で、固定費のうち従量料金に割り振られた金額と変動費の合計額を、従量料金をそれぞれの使用者に対し1立方メートル当たりどういう単価に割り振るかという計算。

料金改定案①の計算は、資料P.20【料金体系案①需要家費の配賦(検針・集金関係費)】、P.21【料金体系案①需要家費の配賦(量水器関係費)】、P.22【料金体系案①固定費の配賦】の合計が基本料金で、従量料金は、資料P.23【料金体系案①従量料金(固定費及び変動費)の配賦】。計算結果は、資料P.24【料金体系案①現行と改定料金表】のとおり。使用水量が0~10立方メートルは、従来の基本水量で、改定前料金は、家事用は全部910円、業務用は全部1,150円。これが1立方メートルから従量料金制に変わり、家事用については、基本料金の単価が下がったことで、基本料金しか払っていないごく少量使用者では改定はマイナスであったり値上げが少なかったり軽減されている。

料金改定案②の計算は、資料P.26【料金体系案②需要家費の配賦(検針・集金関係費)】、P.27【料金体系案②需要家費の配賦(量水器関係費)】、料P.28【料金体系案②固定費の配賦】P.29【料金体系案②従量料金(固定費及び変動費)の配賦】のとおり。計算結果は、資料P.30【料金体系案②現行と改定料金表】で、業務用の口径の小さな使用者は、家事用並みの単価になり、軒並み値下げ。業務用の大口径は、基本料金が上がる。小口径の少量使用者は先ほどと同じく値上げ幅が圧縮されている。

料金改定案③の計算は、基本料金の計算は②案と変わらず割愛。従量料金については、資料P.35【料金体系案③従量料金(固定費及び変動費)の配賦】のとおり、小口径の40立方メートルまでを除き口径の区分なく平均値で算定。小口径の家事用を中心とした使用者の40立方メートルまでは別計算している。この別計算の結果は、資料P.36【料金体系案③現行と改定料金表】のとおり。大きくは同じような傾向だが案②とは少し変わり、従来の家事用使用者は、2か月あたり40立方メートルまでは変わらず、そこから上は改定率が多くなる。

3つの案を他の自治体と比較したグラフを示す。ここまで2か月当たりで説明してきたが、この比較のグラフは1か月当たりで税込である。

資料P.38【料金表の比較検討 案①】用途別の場合。

家庭用の口径 13 ミリ、1 か月当たり 10 立方メートルと 20 立方メートル使用を比較指標とする。犬山市での家事用の平均が実績で 1 か月当たり 19 立方メートルぐらい。犬山市の現行は最も安く、改定後も県内で一番安い。20 立方メートルも同様。

資料 P. 39【料金表の比較検討 案①】案①の業務用の比較。

こちらは比較指標として、口径 50 ミリのお客様で 1 か月当たり 500 立方メートルと 1,000 立方メートルの場合をピックアップ。実績平均は 1 か月当たり 645 立方メートル。こちらは改定前から県内一番ではないが比較的安く、改正後も県内平均に比べて安い。岐阜県側の近隣 3 市との比較でも改定後の水準が、大体岐阜県側と同じくらいという結果。

次に、②案と③案の、家事用については、この比較指標で見ると同額で、資料 P. 40【料金表の比較検討 案②と③】。家事用（小口径）では、同じように県内で一番安い。案②の業務用（大口径）については、資料 P. 41【料金表の比較検討 案②】。県内平均よりは安い、①案よりは高く、岐阜県側との比較では大体、近隣の高い方の市と同じ。

案③の業務用（大口径）は、資料 P. 42【料金表の比較検討 案③】。②案に比べると、県内平均から比べて、改定後も値上げ幅としては抑制され、岐阜県側ではレベル的には大体、近隣の中間の市と同じ。

資料 P. 43【料金表の比較検討 使用水量別料金例】はこれらのグラフに示した以外の水量の計算結果も含む。こちらは再び 2 か月当たり税抜き。

参考として、令和 2 年度生活用水実態調査という統計で、家庭における使用水量の目安として、1 人世帯では 2 か月当たり 16 立方メートル、2 人世帯では 30 立方メートル、4 人世帯だと 46 立方メートル。20、40、60 立方メートルの現行の家事用と①案②案③案の計算を比較。

業務用は、1,000、5,000、80,000 立方メートルで、1,000 立方メートルは実績平均ぐらい、5,000 立方メートルは大口顧客で、80,000 立方メートルが一番多い使用者。

いずれも値上げ額や改定率は資料記載のとおり。

使用量全体を通じて見ると、用途別の①案は、どちらの用途の改定率も概ね 18%。従来、家事用と業務用の価格差があるので、②③案は結果として家事用の方が改定率は高くなるが、業務用と家事用の総合計では、①案、②案、③案とも、概ね 18%となる。

委員長

総括原価の配賦、料金表の比較検討として具体的に 3 つの料金表の比較があった。今日は皆さんの意見を取りまとめ、委員会としての方向性を出していきたい。何か質問や意見があればお聞きしたい。

委員

口径別の料金体系を採用する影響はかなりあると思う。口径による負担というのは口径の大きさが目安になるという理解でよいか。

事務局

インフラ整備に必要なコストを、それぞれの使用に応じて負担していただくというのが基本的な考え方。メーターの口径が大きいとメーター自体の値段が高い。1日最大の使用水量に合わせたメーターを設置しなくてはならない。口径が大きいと流れる水も多くなる。

電気の場合に容量に応じて契約するように、水道の場合も、基本料金が提供する能力に相当する部分は1度に使える水の量で、それがメーターの口径ということ。

委員長

3つの案それぞれの特徴を教えてください。

事務局

まず、案①は従来通り用途別。現在では少数派となっているが、オンリーワンとも言える。単純に完全公平ということでは方向性として口径別に軍配が上がるが、ただちに完全口径別にするのは難しい。家庭用の料金が現在と比べて非常に高くなることもあるが、水道法には「低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」という目的が謳われている。公営企業なのでコストの話をするが、同時に水道行政として法の目的に照らして考えなくてはならないと思う。

例えば案③はほぼ口径別の形態となっているが実質的には家庭用に配慮を残した。事務局としてそこは押さえない。

案①は、単純に今までの用途別のまま。

案②は、①と③の折衷案ということで、基本料金は口径別、従量料金は用途別。

案③は、基本的な枠組みとしては口径別。

案②の形態は、採用している自治体がない。案③については、名古屋市、豊田市、春日井市など比較的大きな市に採用例がある。口径別に移行したいが一般家庭への配慮が欠かせないということで採用していると考えられる。その意味では、一番バランスが取れていると思われる。

委員長

今、家事用と業務用で分かれているが、その区分は本人からの自己申告か。

事務局

基本的には給水申し込みの際に、建物の施工図等をつけて給水申請をするので正しく申告される。水道は民法上の私契約。用途区分も含め契約によっている。

委員長

例えば、駄菓子屋みたいなどころはどちらになるか。

事務局

水を商売に使われていれば、業務用。

給水条例で、一般家庭用を家事用と設定し、業務用については、名前は業務用だが条例上「それ以外」という書き方。例えば町内会で使用する場合でも業務用。

委員長

それは、届出を取り消さない限り続くということか。

事務局

廃業した時に届出をいただく。検針員が検針中に気づいた場合は声をかけて確認している。

委員長

他にご意見などあればお聞きしたい。

委員

口径の話を見ると案③かと思う。気になったのは従量料金の比較。犬山には中小企業が2,100あり、小企業は1,600と個人業者も多いが案③なら現行より安くなる場合もある。岐阜県側の近隣との比較でも犬山市の方が高くなることはなく、問題ない。

委員長

他の委員の意見もお聞きしたい。安いのが良いとは思いますが公平性などいろいろな観点からどう感じたか。

委員

難しい。先ほどの説明だと案②を採用している自治体は無いということだった。

委員長

案①も減っている。業務用でたくさん使用していて影響があるのはどのくらいなのか。

事務局

資料 P. 43【料金表の比較検討】の表にあるように、例えば一般的な業務用では、2か月1,000立方メートル使用だと、案③の場合で2万5,000円ぐらい上がる計算。案①の場合では3万円ぐらい上がる。家事用の場合では、比較的家族の人数が多い家庭だと、案①の場合で930円ほど、案③の場合では1,188円上がる。

委員長

企業の件数はどうか。

事務局

メーターの口径が 50 ミリ以上の所は少ない。

委員長

公共施設が結構あるか。

事務局

公共施設もあり、メーターは大きいが使用量は少なくプールに入れる時だけ使っているようなケース。事業所だと利益を出すために大口径を使っており、継続的に水を使うのが普通。

委員

量水器の費用を適正に配賦した結果が案②と③。これに一定の合理性はあると考える。

事務局

実績からシミュレーションして数字を拾っている。先ほどの大口径の企業の件数だが、メーター口径 50 ミリが 60 件。75 ミリで 17 件など、大口径全部合わせて 100 件いかない。

なお家事用は、口径 50 ミリ以上は無い。家事用の大口径メーターは、大きなマンションの親メーターなので料金請求の対象ではなく計算に含まれていない。

委員

案①はあまり合理的じゃないとの話だが、犬山市は断トツで水道が安いというのはアピールになる。安心して飲める水を提供することが重要だと思う。一番合理的なのは案③だと感じたが、自分の発言が後々の水道料金に影響を与えと思うと難しい。

委員長

他市との料金の比較を出しているが、通常口径 13 ミリで月の使用量が 10 立方メートルで比較するものなのか。

事務局

これには 2 つ理由があり、1 つ目は日本水道協会が水道料金の統計を出しており、家庭用で口径 13 ミリ、水量が 10 立方メートルと 20 立方メートルが統計上の指標となっている。もう 1 つはその統計指標を、実際の使用水量の平均 19 立方メートルと比較して概ね整合が取れている。

委員長

水道業界での切り口ではなく、いわゆる住みやすいまち犬山、住み続けて欲しいまちを目指しての中で、公共料金が安いというのは1つの魅力になる。比較した時に、こういう指標が出てくる。だから、県内で一番安いというので、安心はできる。犬山市の1つの魅力としても大きな指標になると思う。確かに皆さん言われるように、ここで方向性決めるのは非常に責任が重いというはあるが、ここでは考え方としてこれが望ましいということを書いて、実際に決めるのは市ということになる。

消費者としての立場という関係でも構わないし、他の立場でも全然構わないので、皆さんにご意見いただければありがたい。

委員

一般家庭の考えでいけば案①かなと。そうするとあまり、企業が割に合わないが個人としては案①かな。

委員

案①。やっぱり安いのが安心できる水。下水道使用料も上がっているし。

委員長

これは全体の額としては変わっていないわけで、割り振りの仕方で変わっている。案①は、業務用の負担が大きく、用途間の不公平感は是正されてない。13ミリのメーター使用者でも、50ミリのメーター使用者でも、基本的に同じ。

事務局

サイズの大きい口径50ミリの水道メーターの割に使用水量の少ないケースでは、8年毎のメーター交換のために赤字となってしまうところはある。

委員

案①は安いのが口径により差がない。口径による費用も考えると案③がよい。

委員

基本料金から丁寧にを見せていただいた、案③がよい。ただ、固定費4億円のごく一部が基本料金に配賦されている。全体の10分の1くらい。5年間はこの数字で行くということは分かるが、この割合を将来的に見直すことはあるのか。

事務局

負荷率が変われば配賦の割合も見直しとなるが、今後も負荷率が変わらなければ大きく変わることはない。ただ、負荷率が高い方がよいのか、低い方がよいのか。負荷率というのは高い方が、施設が効率よく使われて無駄がないということ。

過去の検討委員会でも自己水の利用について意見が出た。犬山市は県営水道と一日最

大 20,200 立方メートルを使用するよう契約しているが、それに近い数字を使う月というのがほとんどで、安定的に契約した分の水を使い切っている。自治体によってはもっとばらつきの大きいところもある。そうすると基本料金を高くしないと回収ができないということもあると思う。過去の実績からこの数値で行けると判断している。

委員長

私としては、水道メーターの口径による不公平感を見ると案③がよい。他の委員さんはどうか。

委員

案③で。

委員長

この委員会としては案③を支持するということでよいか。

委員

(異議なし)

委員長

今回はパブリックコメントに向けた内容を予定している、皆さんもパブリックコメント案に載せて欲しいことなどあれば意見をいただきたい。本日は、長時間慎重な審議をいただきありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

今回の第4回検討委員会の会議録については、前回から引き継ぎ名簿順で、出席された2名ずつの持ち回りとし今回の署名は、奥村委員と河邊委員によろしくお願いしたい。

4 その他

(連絡事項)

第5回の日程は、令和8年3月30日(月)午後2時に開催予定